

青梅市新庁舎建設基本構想補足資料

青 梅 市

目 次

1 基本的事項

- (1) 敷地面積 1
- (2) 形状 1
- (3) 既存建物等 1
- (4) 周辺道路 1
- (5) 敷地利用に当たっての留意点 2
- (6) インテリジェント化 2
- (7) 福祉のまちづくり対応 2

2 個別事項

- (1) 正面玄関 2
- (2) ホール 2
- (3) 特別職執務室 2
- (4) 市民スペース 2
- (5) 一般事務室 3
- (6) 会議室等の配置 3
- (7) 書庫・倉庫 4
- (8) その他諸室等 4
- (9) 議会機能 4
- (10) 福利厚生施設等 5
- (11) 駐車場等 5
- (12) 省資源、省エネルギー対策 6
- (13) 防災対策 6
- (14) その他 6

青梅市新庁舎建設基本構想補足資料

1 基本的事項

(1) 敷地面積

現庁舎敷地（東青梅 1 - 1 1 - 1）	9,758.39 m ²
市道・青 1 2 4 1 号線	500.90 m ²
東側駐車場敷地（東青梅 1 - 1 2 - 1 他）	5,797.07 m ²
庁舎周辺市道取付分	500.90 m ²
合 計	15,555.46 m ²

市道・青 1 2 4 1 号は廃道とし敷地面積に算入するが、同面積を庁舎周辺に取り付ける。

(2) 形状

新庁舎の敷地の形状は、間口約 180メートル、奥行約 80メートルの土地で四方道路に面する。（現況 東側幅員 6メートル、西側幅員 8メートル、南側幅員 15メートル、北側幅員 4メートル）

(3) 既存建物等

ア 現庁舎について

現庁舎は、新庁舎工事中は使用し、完成後解体撤去する。その後、来庁者用駐車場、広場および緑地等とする。なお、駐車場等は防災避難場所としての利用や催し物などができるよう配慮する。

イ 北分室、東分室

上記の建物は、工事中は使用し完成後解体撤去する。

ウ 現庁舎前庭および裏側の駐車場は、工事中も使用する。

なお、現在ある二層式駐車場は撤去し、新庁舎建設用地に含むものとする。

(4) 周辺道路

ア 市道・青 1 2 4 1 号線（現庁舎東側幅員 6メートル）については、廃道とし新庁舎建設敷地とするが、同面積を庁舎周辺に取り付けるものとする。

イ 庁舎周辺道路の拡幅整備については、庁舎の配置や人・車の動線

を十分考慮の上検討する。

(5) 敷地利用に当たっての留意点

ア 新庁舎建設地は、現庁舎等既存建物を除いた部分とし、新庁舎建設中、業務に支障を来すことのないよう配慮する。

イ 自転車、オートバイ置場については、人・車の動線を十分考慮し、安全で利用しやすい配置とする。

ウ 現庁舎敷地と新庁舎建設敷地は約1メートル程度の高低差があるので、有効に生かすよう検討する。

(6) インテリジェント化

高度情報通信設備およびそれらの導入に必要な設備への配慮と、情報技術の進展に柔軟に対応可能な庁舎とする。

(7) 福祉のまちづくり対応

庁舎は、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設として、設計に当たっては、「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづく施設整備に配慮すること。

2 個別事項

(1) 正面玄関

人、車の動線に十分考慮し、市民に親しみやすいものとなるよう工夫する。

(2) ホール（ロビー含む。）

ホールは、各窓口への導入の機能のほか、市民の触れ合いの場として親しまれる機能とする。

(3) 特別職執務室

ア 執務室は個室とする。

イ 応接室は市長用2室（1室は待合室兼用）

助役、収入役、教育長用に各1室

ウ 来客用待合スペース

エ 庁議室は、25名程度とし、AV設備を設ける。

(4) 市民スペース

原則として、下記の市民スペースは閉庁日にも開放可能なものとす

る。

ア 情報を提供する機能として、行政情報コーナーや市の催し物等の紹介を行うコーナー

イ 姉妹都市コーナー

ウ 市民ギャラリー

エ 市民談話コーナー

(5) 一般事務室

ア 行政需要の変化に柔軟に対応ができるよう、原則としてオープンフロア方式とする。

イ 事務の流れの能率化を図るため、原則として部単位で配置し、来庁者にとって関連の深い部課、仕事上連絡の多い部課は近接して配置する。

ウ 窓口部門は低層部に配置し、ゆとりを持ったスペースとする。

エ 一般事務室階には打合せコーナー等を設ける。

(6) 会議室等の配置

ア 会議室の種類と規模

小会議室 15～20人程度 中会議室 40人程度

大会議室 150人程度

教育委員会会議室 30人程度

(ア) 各階に小会議室または中会議室を1室以上設ける。

(イ) 大、中会議室および教育委員会会議室はAV設備を設ける。また、大会議室は、機密性が確保される可動式間仕切および収納スペースを設ける。

(ウ) 会議室はできるだけ多く確保し、将来事務室等に転用できるよう配慮する。

イ 応接室・相談室

低層部を除く各階に、簡易な応接室を1室以上設ける。また、窓口部門には相談室および相談コーナーを設ける。

ウ 防災本部室

関連部署と防災本部室の配置に配慮し、災害時の対策本部としての機能が発揮できる通信設備等の防災機能を備える。また、通常時は会議室として使用する。

(7) 書庫・倉庫

- ア 集中管理書庫は、移動書架とする。
- イ 戸籍簿書庫、課税台帳書庫等を設ける。
- ウ 各階に書庫（倉庫）を設ける。

(8) その他諸室等

- ア 電算機室および関係諸室を設ける。
- イ 報道関係記者室を設ける。
- ウ 職員用図書室（行政資料室）を設ける。
- エ 職員健康相談室を設ける。
- オ 証明書等自動交付機を設置する。
- カ 現金自動預払機を設置する。

(9) 議会機能

議会の独立性を保ち、市民に開かれた議会の在り方などを配慮して、市の最高意思決定機関にふさわしい議場や諸室を配置する。

ア 議場

- (ア) 議場は配置、採光等に配慮する。
- (イ) 床面は段床式、対面演壇式とし、演壇や議員席、理事者席など、ゆとりを持ったスペースを確保する。
- (ウ) 議員席は28席とし、スペースは34議席分を確保する。
- (エ) 議長席や議員席、理事者席などの椅子は可動式とする。
- (オ) 傍聴席は、車椅子利用者等にも配慮し、専用出入口、専用便所（車椅子用含む。）を設ける。
- (カ) 傍聴席と記者席は分離し、傍聴席には車椅子利用者スペースを設ける。なお、記者席は10席、傍聴席は66席以上を確保する。

イ 正副議長室

- (ア) 正副議長室は1室とし、（60平方メートル以上の）ゆとりを持ったスペースを確保する。
- (イ) 応接室はゆとりを持ったスペースを確保するとともに、13人程度の大応接室と5～6人程度の小応接室をそれぞれ1室ずつ設ける。

ウ 全員協議会室

200平方メートル以上（110人収容）の全員協議会室を1室

設ける。

エ 委員会室

3室設ける。(議会運営委員会用を1室、常任委員会用を2室)

オ 議員控室

大控室、小控室を設ける。なお、一部を議員用応接室として活用する。

カ 図書室

ゆとりを持ったスペースを確保するとともに、図書の管理や利用者の利便性に配慮する。

キ その他諸室

(ア) 議会事務局は正副議長室の隣接に配置する。また、議会事務局内に速記者控室を設ける。

(イ) 事務局用応接室を設ける。(5～6人程度)

(ウ) 議会事務局の隣接に印刷室、資料室(書庫)を設ける。なお、資料室はゆとりを持ったスペースを確保する。

(エ) 理事者等控室(仮称)を設ける。

(オ) 更衣室、喫煙コーナー・リフレッシュルームを設ける。

(カ) 本会議および委員会への傍聴者の待機スペース(傍聴者ロビー)を確保する。

(10) 福利厚生施設等

ア 職員や市民サービスの一環として、来庁者も自由に利用できる食堂・喫茶室を設ける。

イ 各階に湯沸室、更衣室を設ける。

ウ 事務室等は全面禁煙とし、喫煙室、リフレッシュコーナーを設ける。

エ 休養室等を設ける。

(11) 駐車場等

ア 駐車場は庁舎への動線に配慮し、地上に150台程度と車イス用駐車場(3～4台分)を確保する。また、新庁舎地下にできるだけ多く確保する。なお、全体数としては、庁舎周辺を含め来庁者用として270台程度(現在216台)を確保する。

イ 自転車、オートバイ置場は、来庁者、職員用合計150台程度を設ける。

ウ タクシーの待機場所を設ける。

エ 路線バスの停留所（バスレーン）等について配慮する。

(12) 省資源、省エネルギー対策

省資源、省エネルギー化に向け、雨水の再利用による水資源の消費量削減、自然換気や自然採光など建築的手法による自然エネルギーの利用、太陽光発電など設備的手法による自然エネルギーの有効利用を図るとともに、屋上緑化についても配慮する。

(13) 防災対策

防災拠点として高い耐震性能を有し、災害時にも災害対策本部としての機能が発揮できるよう、自家発電設備、防災通信システム、防災倉庫等を備える。

(14) その他

ア 新庁舎敷地内の電線類は地中化する。

イ 国旗・市旗等掲揚塔および懸垂幕設備を設ける。